

相談室 Q & A

人事管理関係



業務における生成AIの利用を禁止することは可能か

近年、「ChatGPT」という生成AIの利用が急速に拡大しているとのニュースを目にしました。質問を入力するだけで回答が得られるとのことで、作成される文章も自然で説得力があると聞きます。こうしたツールにより業務効率化が期待できる半面、自社の機密情報が流出するおそれもあることから、労働者個人がこのツールを独断で使用することを禁止したいと考えていますが、可能でしょうか。

(大阪府 N社)



会社が用いるソフトウェアの利用制限を行うことと類似であり、制限の必要性があり、制限範囲が相当である限りは可能である。現時点のChatGPTに関する懸念事項を踏まえると、制限の必要性も肯定され得ると考える

回答者 家永 勲 いえなが いさお 弁護士(弁護士法人ALG & Associates 執行役員)

1. 生成AIとは

生成AIとは、質問・作業指示等（プロンプト入力）に応じて、文章・画像等を生成するAIの技術であり、文章生成であれば「ChatGPT」などが代表的です。

「ChatGPT」は、OpenAIという団体が開発した自動応答チャット生成AIです。日本語でも利用することが可能であり、本稿執筆時点においては、無料で利用できるフリープランも用意されており、AIに関心があれば誰でも利用可能という状況にあります。

このようなAIを活用したツールによって、業務効率化が期待されていることは間違いありませんが、一方で、回答の正確性に疑義がある場合もあることや商業的な利用が可能であるのかという問題など、その利用については、さまざまな意見もあるところです。

企業によっては、有効活用する方針を採用する場合

もあれば、懸念点を踏まえて利用制限する方針を採用するところもあります。

2. 利用の禁止は可能か

そもそも、ChatGPTなどの生成AIを活用したツールについて、使用者が労働者に対して利用制限を行うことは可能なのでしょうか。

使用者が、労働者が業務の遂行に用いるためのパソコンなどの備品類を使用者の負担で用意する一方で、自由な利用を制限することは、一般的に行われているところです。これは、使用者の所有する物的施設に関する施設管理権の一環として、自社の業務遂行に用いるべき用具やツールを制限することの表れであると考えられます。

また、使用者が、社内のパソコンにインストールするソフトウェアやインターネットの閲覧制限などを設けることもありますが、これらは、スパイウェアなどによる情報漏洩^{ろうえい}のリスクを回避して、

企業秩序を維持するために行われており、その制限に必要性があり、その内容が相当なものである限りは、使用者は制限が可能であると考えられます。

ChatGPTについては、インターネット上でアカウント登録を行えば、Webブラウザを通じて無料で利用することが可能であり、利用制限するに当たっては、ソフトウェアのようにインストールを制限しただけでは十分とはいえないでしょう。

また、生成AIを活用したさまざまなサービスも生まれている（例えば、マイクロソフト社が提供する検索エンジンBingにもAIを活用したChat機能が実装されています）ことから、OpenAIが提供しているChatGPTのURLのみを閲覧制限したとしても、そのことによって労働者によるChatGPTなどの生成AIを活用したツールの利用を制限し切ることができない可能性もあります。このようなツールに限らず、使用者において把握していないITツール（いわゆるシャドーIT）が生じ得ることは、従前から指摘され続けているところです。

そのため、利用制限のルールを定めるのみならず、その利用制限の背景や事情を正確に労働者に浸透させることが重要であると考えられます。

3.ChatGPTの利用により生じる懸念事項

ChatGPTを利用することにより使用者に生じる懸念事項としては、①個人情報や営業秘密の漏洩など情報管理にほころびが生じかねないこと、②回答を^うの^の鵜呑みにすることにより無自覚な著作権侵害が生じ得ること、③回答自体の正確性については担保されていないことなどが挙げられます。

まず、①情報管理の側面からは、ChatGPTへの質問において、自社が把握している個人情報や機

密情報を入力することにより、OpenAIがこれらの情報を取得する可能性があります。例えば、個人情報についていえば、本人のものであればともかく、顧客に関する情報などが入力されたときには、当該個人情報を取得したときに示されていた利用目的とは異なる利用となるおそれがあり、個人情報の目的外利用や漏洩に該当することになります。労働者がChatGPTにいかなる質問を入力するかを、使用者が直接制御することはできないため、このような懸念が生じます。

また、②著作権侵害については、ChatGPTが回答を示す際、第三者が著作権を有している内容を引用する可能性がないとはいえ、その調査を行うことも基本的には困難であると考えられます。

最後に、③正確性が担保されていない点ですが、筆者自身も実際にChatGPTを使用している中で、明らかに回答が誤りであることに気づく場面がありました。ただ、回答が誤りであるか否かに気づくかどうかについては、各人が有している知識や経験によっても左右されるところであり、回答内容を業務に利用することが必ずしも適切とはいえないでしょう。

今後の状況に応じて変化し得る点としては、ChatGPTの利用規約が変更される可能性があることです。商用利用に対する制限の有無や回答内容に関する著作権の帰属および利用は、利用時点における利用規約を参照しなければならず、労働者の利用時点における確認が常に適切に行われることが可能であるかという点も問題となるでしょう。

上記のような懸念事項が存在していることは、これを制限する必要性を根拠づけるものであり、労働者が独断で使用することを禁止することは可能であると考えられます。